



集約化の取組を応援します

「林業・木材産業循環成長対策交付金」
～森林整備地域活動支援対策～



地域の森林をまとめて
森林経営計画を作成したい

森林整備のために
境界を明確にしたい



支援の対象となる活動内容及び 交付金の上限額

森林を集約化し、一体的な森林整備に必要な以下の㊦～㊥の活動を支援します。



㊦ 森林経営計画作成促進

「森林経営計画作成」や「間伐の実施」に必要な情報の収集、森林の調査、施業計画の作成、森林所有者等への合意形成活動などを支援します。

支援内容	交付単価 (国費)	対象森林
①経営委託 森林経営計画作成と間伐実施に向けた活動	19,000円/ha	森林経営計画が作成されていない森林(計画期間の終了が見込まれる森林を含む)
②共同計画等 森林経営計画作成に向けた活動	4,000円/ha	
③間伐促進 森林経営計画の計画期間内における、間伐実施に向けた地域活動	15,000円/ha	森林経営計画が作成されている森林

※不在村森林所有者を対象とした現地立会いや実施者が不在村森林所有者への訪問などを実施する場合は7,000円/haが加算されます。



情報の収集・整理



森林の調査



合意形成活動



㊥ 森林境界の明確化

「森林境界の明確化」及び「森林境界案の作成」に必要な情報の収集、境界の調査・測量、合意形成活動などを支援します。

森林経営計画の作成は、要件ではありません。 (将来的に森林整備に繋げることが前提)

支援内容	交付単価 (国費)	対象森林
①現地測量 ・コンパスやハンディGPS等による簡易な測量 ・トータルステーションなど性能の高い機器を用いた測量及び基準点等と結合する測量 ※加算措置(+5,000円/ha)	22,500円/ha	境界が不明瞭な森林
	27,500円/ha (22,500円+5,000円)	
②リモートセンシングデータを用いた測量(現地立会の省略が可能) ※加算措置(+8,500円/ha)	31,000円/ha (22,500円+8,500円)	
③森林境界案の作成 リモートセンシングデータを用いた境界の位置情報を整理及び地元精通者の確認	20,000円/ha	

※1:不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は6,500円/haが加算されます。

※2:森林境界案を作成した森林については、次年度以降に森林所有者等の合意を取得し、境界を確定してください。



所有者の現地立会



現地測量



リモートセンシングデータを用いた測量(森林境界案の作成)



合意形成活動

支援の対象となる活動内容及び 交付金の上限額



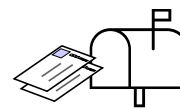
㊦ 森林所有者の探索

所有者が不明な森林における森林所有者の探索に必要な情報の収集、所有者の確認などを支援します。

支援内容	交付単価 (国費)	対象森林
①森林所有者の探索 戸籍や住民票等の資料を活用した森林所有者の探索・確認	2,500円/ha	林地台帳、森林簿、登記簿を確認しても所有者が確認できなかった森林



戸籍・住民票等の資料収集



DM送付等所有者の確認

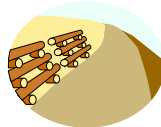


㊦ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

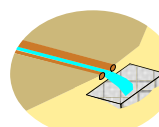
「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の地域活動を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良に対して支援します。

支援内容	交付単価(国費)	対象森林
①森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 上記㊦①の活動を実施するために必要な既存路網の簡易な改良	20,000円/ha	上記㊦①の対象森林に到達するための作業路網(①のうち「②リモセンデータを用いた測量」及び「③森林境界案の作成」は対象外)

路網の改良
(例)



土留



排水施設

支援の対象者について（交付対象者）

支援の対象となる活動を実施しようとする市町村、森林所有者、森林組合、事業体などが対象となります。なお、活動を実施するためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画書を作成し市町村長と協定（3年間を限度）を締結する必要があります（市町村は、実施計画書を作成）。

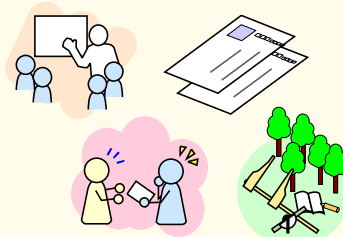
「活動にかかった経費」に含めることができるもの

活動に要した人件費、燃料費、通信運搬費、会議室・機械器具の借料などを含めることができます。

交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に含めることができます。

また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

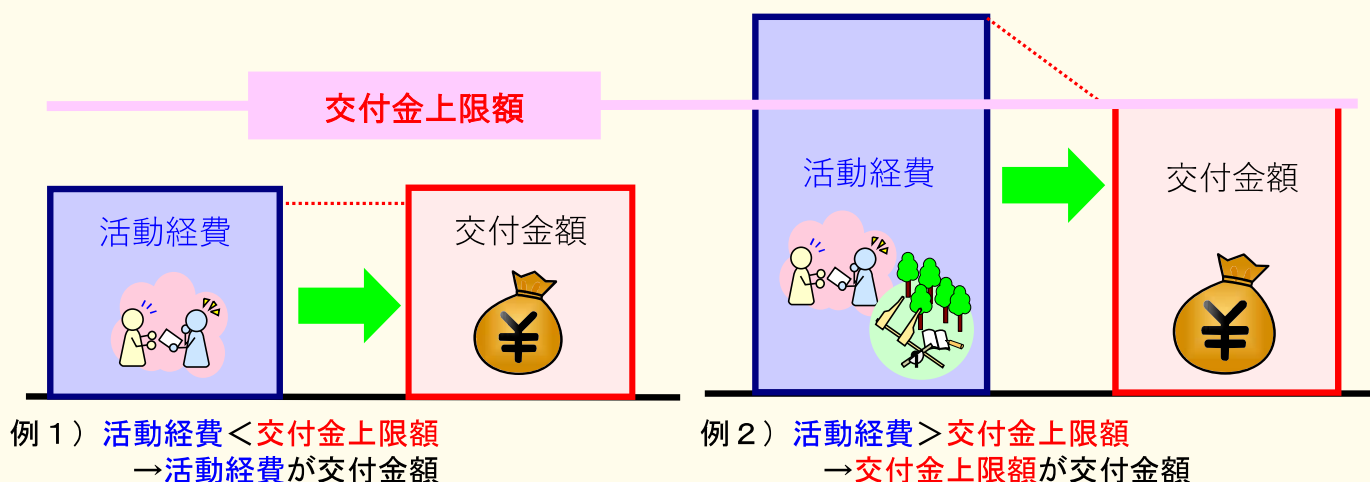
地域活動にかかった費用の証拠書類として出役簿、領収書、費用計算書などの整備・保存が必要です。



交付金額について

活動の対象となる森林内で行った対象活動にかかった経費（活動経費）を、各活動メニューで定められた交付金の上限額の範囲内でお支払いします。

○活動経費と交付金上限額の計算例について



※地方公共団体（都道府県・市町村）が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合もあります。交付額については森林が所在する市町村の林務担当者にお尋ねください。

手続きについて

交付金の交付までの流れは次のとおりです。

- ① 市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- ② その協定に基づき活動を行います。
- ③ 活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- ④ 市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます。

① 市町村長と実施計画書
による協定を締結

② 活動実施

③ 活動実施結果の報告

④ 交付金の交付

【詳しくは、こちらまでご相談ください】

- ・市町村、都道府県の林務担当
- ・林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班（[TEL03-6744-2126](tel:03-6744-2126)）

【ホームページ】

